

令和5年（2023年）第4回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第2号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について
日程 3	報告第3号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（幼稚園）
日程 4	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について（幼稚園）
日程 5	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について
日程 6	報告第6号	臨時代理事項の報告について (1) 特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について
日程 7	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 育児休業代替任期付職員の採用について

日程 8	報告第8号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について
日程 9	報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について
日程 10	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について（小中学校）
日程 11	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動等について（指導主事）
日程 12	報告第12号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定について
日程 13	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について
日程 14	報告第14号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について
日程 15	報告第15号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市学校運営協議会規則の一部改正について
日程 16	報告第16号	臨時代理事項の報告について (1) 総括指導主事等に関する規程の廃止について
日程 17	報告第17号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

日程 18	報告第18号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について
日程 19	報告第19号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について
日程 20	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

○開催日時 令和5年(2023年)4月25日 午前10時00分から

○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第2号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第32号 職員の定年前早期退職について

- 2 -

職員の定年前早期退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 5 年（2023 年） 3 月 29 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 3 -

1. 臨時代理の内容

令和 5 年（2023 年） 3 月 31 日付け定年前早期退職

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立平野小学校 班長	技術職員 ・ 青山 理恵子

- 4 -

報告第3号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 5 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第33号 職員の人事異動について（幼稚園）

- 6 -

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 5 年（2023 年）3 月 30 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 7 -

1. 臨時代理の内容

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日付け職員の人事異動

新	氏名	旧
子ども未来部 主任	中嶋 恵美子	子ども未来部 主任 併 枚方市立枚方幼稚園 主任
子ども未来部 主任 併 枚方市立枚方幼稚園 主任	須藤 奈緒子	子ども未来部 主任
子ども未来部 主任 併 枚方市立田口山幼稚園 主任	澤田 布美	子ども未来部 主任
子ども未来部 班長 併 枚方市立樟葉幼稚園 班長	戸井 久子	子ども未来部 班長
子ども未来部 副班長 併 枚方市立香里幼稚園 副班長	安田 麻衣	子ども未来部 副班長

- 8 -

新	氏名	旧
枚方市立樟葉幼稚園 係長	松岡 千晴	子ども未来部 係長
枚方市立香里幼稚園 主任	野々垣 あや	子ども未来部 主任
枚方市立枚方幼稚園 班長	小川 恵	枚方市立田口山幼稚園 班長
枚方市立田口山幼稚園 副班長	内田 あゆさ	枚方市立枚方幼稚園 副班長

- 9 -

報告第4号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 10 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第34号 教職員の人事異動について（幼稚園）

- 11 -

臨時代理第 34 号

教職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 12 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)3月31日付け教職員の退職（任期付幼稚園講師）

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 末廣 和代

令和5年(2023年)4月1日付け教職員の採用（任期付幼稚園講師）

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 内倉 能理子
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 小橋 弘美
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 藤平 雅子
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 谷本 亜木子

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 森下 愛子
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 瀬尾 愛果
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 増田 里佳
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 嶋崎 真美
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 田中 優生
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 奥村 昭子
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 宮根 純子
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 木下 聡子
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 南郷 里奈
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 田山 飛鳥
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 吉村 善美

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 西川 貴美
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 安楽 千恵子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 辻田 民江

- 15 -

報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 16 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第35号 職員の普通退職について

- 17 -

臨時代理第35号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 18 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)3月31日付け普通退職

所 属	職 氏 名
枚方市立中央図書館 主任	事務職員 ・ 佐野 智恵

- 19 -

報告第6号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 20 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第36号 特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について

- 21 -

臨時代理第36号

特定任期付職員（副教育長）の任期の更新について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 22 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)4月1日付け職員の任期更新

任期更新（特定任期付職員）

職名	職・氏名	更新後の任期
副教育長	事務職員 岩谷 誠	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

- 23 -

報告第7号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 24 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第37号 育児休業代替任期付職員の採用について

- 25 -

臨時代理第 37 号

育児休業代替任期付職員の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 26 -

1. 臨時代理の内容

令和5年(2023年)4月1日付け育児休業代替任期付職員の採用(管理栄養士)

所 属	職 ・ 氏 名
総合教育部 おいしい給食課	技術職員 ・ 王子谷 桃果

- 27 -

報告第8号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号)第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 28 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第38号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

- 29 -

臨時代理第 38 号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 30 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 笹井 厚子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉田 明日香
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 池田 みな子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 真理
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 川崎 暁子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 富岡 里枝
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 小川 美津恵
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 芝田 千絵
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山森 清美

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山本 佳子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 田辺 美栄子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松下 清香
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 玉井 成子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 丸山 まゆみ
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 蒲原 佐和子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 三宅 晴美
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 久保田 典子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 神宮 知里
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 石本 里美
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 橘 里美

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 長尾 美帆
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 未稀
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中村 三佳
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 平山 久江
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 能勢 紗恵
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 村田 和江
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 栗野 恵
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 重永 智恵美
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中間 千晶
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 畠山 栄一
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松井 香織

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 重岡 早苗
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 柳澤 剛
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 小塚 敏枝
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉村 睦美
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 西野 尚美
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 今道 雅子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 谷口 美貴子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 内田 久美子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 水上 朋子
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 永江 美知恵
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 澤 忍

報告第9号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 35 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第39号 職員の人事異動について

- 36 -

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 37 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
危機管理部長	新内 昌子	総合教育部長
危機管理部 危機管理政策課長	小林 弘人	総合教育部 おいしい給食課長
市長公室 係長	山森 茂雄	総合教育部 係長
総合政策部	文田 智裕	総合教育部
市駅周辺まち活性化部 次長	山下 恵一	総合教育部 教育政策課長
市民生活部 市民室 地域サービス課 課長代理 兼 津田支所長	古川 和子	枚方市立中央図書館 課長代理
市民生活部 税務室 資産税課 課長代理	大石 剛正	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理
市民生活部 主任	岡市 恵	総合教育部 主任
市民生活部 主任	小川 正	学校教育部 主任
市民生活部 主任	中村 竜也	総合教育部 主任

- 38 -

新 (参考)	氏名	旧
健康福祉部 健康寿命推進室 長寿・介護保険課 課長代理 兼 枚方市立シルバー作業所長	田中 かおり	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理
健康福祉部 保健所 保健衛生課 課長代理	岩國 真規	総合教育部 おいしい給食課 課 長代理 兼 枚方市立第一学校給 食共同調理場長
子ども未来部 子どもの育ち見守 り室 子ども相談課 課長代理	清水 澄一	総合教育部 教育政策課 課長代理
経営戦略室 上下水道財務課 課長代理	樋上 勝典	学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理
経営戦略室 主任	太田 雄介	総合教育部 主任
上下水道部 監督	山本 幸治	学校教育部 監督
監査委員事務局	西久保 こよみ	総合教育部

異動

新	氏名	旧
総合教育部		
総合教育部長	今市 将和	市駅周辺まち活性化部 次長

- 39 -

新	氏名	旧
総合教育部 教育政策課長	笠井 二郎	上下水道部 上下水道総務室 総務課長
総合教育部 教育政策課 課長代理	岡田 ひとみ	総合教育部 係長
総合教育部 新しい学校推進室長	畑中 徹	総合教育部 新しい学校推進室 課長
総合教育部 新しい学校推進室 課長	西村 隆志	危機管理部 危機管理政策課長
総合教育部 おいしい給食課長	亀野 真紀	上下水道部 上下水道総務室 営業料金課長
総合教育部 おいしい給食課 課長代理 兼 枚方市立第一学校 給食共同調理場長	内山 義一	環境部 環境政策課 課長代理
枚方市立中央図書館 課長代理	中村 希実子	市長公室 人権政策室 課長代理
総合教育部 係長	大前 篤	観光にぎわい部 係長
総合教育部 係長	片芝 伸友	学校教育部 係長
総合教育部 係長	多田 憲史	総合教育部 主任
総合教育部 係長	徳田 伴成	観光にぎわい部 係長

- 40 -

新	氏名	旧
総合教育部 主任	伊藤 未悠	健康福祉部 主任
総合教育部 主任	岡井 紀子	健康福祉部 主任
総合教育部 主任	小野 采奈	総合教育部
総合教育部 主任	貝原 啓介	経営戦略室 主任
総合教育部 主任	木村 寛之	健康福祉部 主任
総合教育部 主任	工藤 未越	総合教育部
総合教育部 主任	田北 守	市民生活部 主任
総合教育部 主任	山口 昌也	市民生活部 主任
総合教育部 主任	山本 萌恵	総合教育部
総合教育部	宮垣 敬佑	総合政策部
総合教育部	栗山 純一	(新規採用)
総合教育部	青柳 久美	(新規採用)
枚方市立招提学校給食共同調理場 副班長	平田 元気	枚方市立春日学校給食共同調理場 副班長
枚方市立長尾学校給食共同調理場 班長	皿谷 裕一	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長

- 41 -

新	氏名	旧
枚方市立春日学校給食共同調理場 監督	西中 満美	枚方市立樟葉北小学校 監督
枚方市立春日学校給食共同調理場	井澤 正樹	(新規採用)
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	荒木 健造	枚方市立招提学校給食共同調理場 班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 監督	森岡 隆浩	枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長	福田 知香	枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長
学校教育部		
学校教育部 次長	河田 典子	健康福祉部 保健所 副所長(次長級)
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理	安村 国彦	市立ひらかた子ども発達支援センター 課長代理
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理	谷口 幹治	総務部 総務管理室 財産管理課 課長代理

- 42 -

新	氏名	旧
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課 課長代理	根尾 穂高	経営戦略室 上下水道財務課 課長代理
学校教育部 係長	喜多 信二	環境部 係長
学校教育部 係長	田中 義之	総合教育部 係長
学校教育部 係長	山下 淳美	健康福祉部 係長
学校教育部 監督	岩井迫 英樹	総合教育部 監督
学校教育部 監督	梅崎 正和	上下水道部 監督
学校教育部	藤原 真理	(新規採用)

新	氏名	旧
小学校技術職員		
枚方市立香里小学校	寺岡 葉子	(新規採用)
枚方市立山之上小学校 班長	西田 佐和	枚方市立香里小学校 副班長
枚方市立樟葉南小学校 班長	鈴木 里華	枚方市立藤阪学校給食共同 調理場 班長
枚方市立津田南小学校 副班長	福田 航大	枚方市立藤阪学校給食共同 調理場 副班長

- 43 -

新	氏名	旧
枚方市立樟葉北小学校 副班長	南 沙耶香	枚方市立樟葉西小学校 副班長
枚方市立船橋小学校 班長	高橋 順子	枚方市立樟葉南小学校 班長
枚方市立菅原東小学校 副班長	伊藤 美由紀	枚方市立藤阪学校給食共同 調理場
枚方市立平野小学校 班長	高岡 要	枚方市立山之上小学校 班長

再任用職員

新	氏名	旧
総合教育部 新しい学校推進室 課長代理	松下 明弘	土木部 土木政策課 課長代理
総合教育部 主任	乾 晃治	(新規再任用)
総合教育部 主任	川村 太	(新規再任用)
総合教育部 主任	服部 敦司	(新規再任用)
総合教育部 主任	横田 幸恵	(新規再任用)
枚方市立招提学校給食共同 調理場 班長	阿部 俊朗	枚方市立船橋小学校 班長

- 44 -

新	氏名	旧
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 班長	川上 直	枚方市立招提学校給食共同調理場 班長
学校教育部 教育支援室長	木村 聡	学校教育部 教育支援室長 兼 総合教育部 副参事
学校教育部 副参事 (いじめ対策担当)	前村 卓志	市民生活部 税務室長
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 課長代理	高橋 孝之	(新規再任用)
学校教育部	池田 真弓	枚方市立蹉跎西臨時保育室 所長 (係長級)
学校教育部	藤並 玲子	枚方市立さだ小規模保育施設 所長 (係長級)
枚方市立津田中学校 班長	栄野 秀利	枚方市立藤阪小学校 班長

- ※ 次に該当する者は掲載を省略 (ただし、補職に変更がない場合に限る)
 - ・係長以下 (副主幹含む) の者で、所属部に変更のない者
 - ・教育委員会事務局職員に併任となった施設整備室の学校施設関連業務を担う監督以上の職員
- ※ 課長代理以上は新の機構順・補職順、その他の職員は、機構順・職制ごとの 50 音順で掲載

(参考)

令和5年度枚方市定期人事異動<概要>

1. 目的

公約施策の達成に向けた効率的でバランスの取れた執行体制の確立と人事の刷新を図る。

2. 基本の方針

- (1) 部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、職員個々の力を最大限活かした効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。
- (2) 人事交流や公民連携の取り組み等により、他団体や民間ノウハウを取り入れるとともに若年層の人材育成に資し、より時代の変化に順応できる柔軟な組織体制をめざす。
- (3) 組織の活性化とパフォーマンス向上に繋がる若年登用と女性活躍を推進する。
- (4) 個々の適性や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図る。

異動者数の状況

区分	人数
教育委員会の異動者	66
うち他部局への出向者	17
うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	27
うち教育委員会内	22
うち昇格者	9

※ 再任用職員を除く

報告第10号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第40号 教職員の人事異動について（小中学校）

- 49 -

臨時代理第40号

教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2022年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 50 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

任期 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
枚方市立枚方小学校	講師・万谷 朋輝
枚方市立枚方小学校	講師・雲川 育子
枚方市立枚方小学校	講師・柳澤 孝祐
枚方市立枚方第二小学校	講師・高橋 友亮
枚方市立香里小学校	講師・橘 香理
枚方市立香里小学校	講師・小原 明美
枚方市立香里小学校	講師・田中 里奈
枚方市立香里小学校	講師・森本 賢

- 51 -

所 属	職・氏 名
枚方市立開成小学校	講師・野村 昇希
枚方市立五常小学校	講師・生賀 あすか
枚方市立春日小学校	講師・田島 冬夢
枚方市立春日小学校	講師・奥田 拓努
枚方市立春日小学校	講師・藤尾 純一
枚方市立春日小学校	講師・藤原 玲奈
枚方市立山田小学校	講師・松尾 大樹
枚方市立明倫小学校	講師・吉田 誠
枚方市立明倫小学校	講師・坂元 直広
枚方市立明倫小学校	講師・笹野 英明
枚方市立明倫小学校	講師・達 須弥香
枚方市立殿山第二小学校	講師・能美 麻衣子
枚方市立殿山第二小学校	講師・一之瀬 尚人
枚方市立殿山第二小学校	講師・福田 龍之介
枚方市立殿山第二小学校	講師・北田 陽子

- 52 -

所 属	職・氏 名
枚方市立樟葉小学校	講師・中川 寛樹
枚方市立津田小学校	講師・松岡 凌以
枚方市立津田小学校	講師・大槻 夢佳
枚方市立津田小学校	講師・後藤 諒輝
枚方市立菅原小学校	講師・側 恵子
枚方市立菅原小学校	講師・丸山 幸音
枚方市立牧野小学校	講師・渡邊 貴文
枚方市立交北小学校	講師・小池 銀一
枚方市立中宮小学校	講師・菱田 賢一
枚方市立中宮小学校	講師・小林 黎央
枚方市立小倉小学校	講師・林 恵
枚方市立樟葉南小学校	講師・藤井 将
枚方市立磯島小学校	講師・田畑 陽子
枚方市立蹉跎西小学校	講師・灘 大和
枚方市立蹉跎西小学校	講師・山本 宗佑

- 53 -

所 属	職・氏 名
枚方市立蹉跎西小学校	講師・森本 大士
枚方市立蹉跎西小学校	講師・小林 美菜
枚方市立樟葉西小学校	講師・内藤 絵里奈
枚方市立田口山小学校	講師・浦上 美和
枚方市立田口山小学校	講師・小倉 智栄
枚方市立西牧野小学校	講師・田熊 宏行
枚方市立蹉跎東小学校	講師・島元 梨花
枚方市立桜丘北小学校	講師・今道 奈那恵
枚方市立桜丘北小学校	講師・田中 涼大
枚方市立津田南小学校	講師・菅原 陸
枚方市立船橋小学校	講師・村澤 良祐
枚方市立船橋小学校	講師・松本 春奈
枚方市立菅原東小学校	講師・中井 宙
枚方市立山田東小学校	講師・山崎 洸太郎
枚方市立藤阪小学校	講師・安藤 真弓

- 54 -

所 属	職・氏 名
枚方市立平野小学校	講師・中村 和矢
枚方市立平野小学校	講師・河村 龍一
枚方市立禁野小学校	講師・原田 佳奈恵
枚方市立禁野小学校	講師・田中 竣
枚方市立第一中学校	講師・杉岡 祐希
枚方市立第四中学校	講師・神野 郁
枚方市立第四中学校	講師・交河 望
枚方市立津田中学校	講師・田中 千絵
枚方市立津田中学校	講師・佐藤 翔馬
枚方市立中宮中学校	講師・大船 匡純
枚方市立招提中学校	講師・本間 章寛
枚方市立東香里中学校	講師・太田 圭祐
枚方市立山田中学校	講師・福田 雅文
枚方市立桜丘中学校	講師・古米 真幸
枚方市立蹉跎中学校	講師・生駒 大地

- 55 -

所 属	職・氏 名
枚方市立蹉跎中学校	講師・小野 武蔵

海外派遣

任期 令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

所属	職・氏 名	研修先
枚方市立殿山第二小学校	教諭・高橋 聡史	シンガポール日本人学校クレメンティ校
枚方市立桜丘中学校	教諭・中村 翔子	アグアスカリエンテス日本人学校

任期延長 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

所属	職・氏 名	研修先
枚方市立氷室小学校	教諭・伊丹 初希	デュッセルドルフ日本人学校
枚方市立小倉小学校	教諭・高橋 智子	シカゴ日本人学校
枚方市立長尾西中学校	教諭・藤原 正幸	プノンペン日本人学校

- 56 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 57 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第41号 職員の人事異動等について（指導主事）

- 58 -

職員の人事異動等について（指導主事）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 59 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）3月31日付け指導主事等の人事異動

退職

所 属	職・氏 名
学校教育部長	指導主事・位田 真由子
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・橋本 晋
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・日下 和繁
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・川端 久士
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長	事務職員・中村 拓実
学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹	指導主事・矢島 義嗣
学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹	指導主事・小野 哲也
学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長	事務職員・佐藤 正志
学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹	指導主事・小林 佐知江
学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長	事務職員・橋本 烈

令和5年（2023年）4月1日付け指導主事等の人事異動

採用

所 属	職・氏 名
学校教育部長	指導主事・新保 喜和
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・澤 廣一郎
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・世古 祐太
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 係長	事務職員・大野 晴彦
学校教育部 学校教育室 教育研修課 課長	指導主事・植田 剛志
学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹	指導主事・山城 永倫美
学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長	事務職員・永野 雅也
学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長	事務職員・久保 浩司
学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長	事務職員・山路 和明
学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹	指導主事・棚田 惇基
学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長	事務職員・垣上 祐哉
学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長	事務職員・小谷 麻子

- 61 -

異動

新	職・氏 名	旧
学校教育部 次長 兼 学校教育室長	指導主事・齋藤 博	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課長
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課長	指導主事・倉田 仁司	学校教育部 学校教育室 教育研修課長
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・秋葉 隆声	学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・中山 陽子	学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹
学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹	指導主事・大矢 真之	学校教育部 学校教育室 教育研修課 係長
学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹	指導主事・宮川 裕司	学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹

長期研修

所属	職・氏 名	研修先
学校教育部 学校教育室 教育指導課 係長	事務職員・高橋 瑞人	文部科学省 初等中等教育に関する実務 研修

- 62 -

総括指導主事の指名

期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・秋葉 隆声
学校教育部 教育支援室 児童生徒支援課 主幹	指導主事・中口 恵未子
学校教育部 学校教育室 教育研修課 主幹	指導主事・栗田 香里
学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹	指導主事・角 政人
学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹	指導主事・伊藤 閣啓
学校教育部 学校教育室 教職員課 主幹	指導主事・吉田 努
学校教育部 学校教育室 教育指導課 主幹	指導主事・吉川 茂樹

- 63 -

報告第12号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 64 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第42号 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の
制定について

- 65 -

臨時代理第42号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 66 -

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例（令和5年枚方市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(委員の数等)

第3条 委員のうち次の各号に掲げるものの数は、当該各号に定める数以内とする。

- (1) 条例第4条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員 1人
 - (2) 条例第4条第2項第2号に掲げる者のうちから任命された委員 4人
 - (3) 条例第4条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2人
- 2 前項第1号に掲げる委員は、指導主事でないなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の廃止)

2 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

報告第13号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第43号 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について

- 69 -

臨時代理第43号

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の
一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 70 -

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条 第1項ただし書及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正)

第2条 教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条 第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条 第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。次条において同じ。）とみなして、第2条の規定による改正後の教育長に委任する事務等に関する規則の規定を適用する。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定を適用する。

臨時代理第43号参考資料

枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p>[枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則関係]</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、校長が別に定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの時間内（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの間で別に定める時間内）に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変えることができる。</p> <p>[教育長に委任する事務等に関する規則関係]</p>	<p>[枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則関係]</p> <p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定による職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、校長が別に定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの時間内（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、午前11時から午後2時までの間で別に定める時間内）に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変えることができる。</p> <p>[教育長に委任する事務等に関する規則関係]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>(教育長等の専決事項)</p> <p>第5条 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事項については、教育長に専決させることができる。</p> <p>(1) 事務局等の職員（府費負担教職員を除く。）のうち、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>定年再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]</p> <p>(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>定年再任用</u></p>	<p>(教育長等の専決事項)</p> <p>第5条 委員会は、第2条第1項各号に掲げる事務のうち、次に掲げる事項については、教育長に専決させることができる。</p> <p>(1) 事務局等の職員（府費負担教職員を除く。）のうち、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）を行うこと。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>[教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則関係]</p> <p>(補助執行させる事務を処理する場合における副市長の特例)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 副市長は、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号。以下「委任規則」という。）第5条の例により、特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）並びに一般職に属する者のうち常時勤務を要しない職を占める者（<u>再任用短時間</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関することについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監又は総務部若しくは子ども未来部に属する職員に専決又は代決をさせることができる。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員の任免等の人事（懲戒を除く。）に関することについて専決することができる。この場合において、副市長は、当該専決することができる事項の一部を子育て支援監又は総務部若しくは子ども未来部に属する職員に専決又は代決をさせることができる。</p> <p>3・4 [略]</p>

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 75 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第44号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

- 76 -

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 77 -

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（職務等）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 主幹の職にある指導主事のうち、総括指導主事及び副総括指導主事として教育長の指名を受けた者の担任事務は、次のとおりとする。

- (1) 指導主事に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する事務の執行の調整に関すること。
- (3) 総括指導主事にあつては、副総括指導主事が複雑な事務を処理する場合における当該副総括指導主事に対する必要な助言に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">（職務等）</p> <p>第4条 [略] 2・3 [略]</p> <p>4 主幹の職にある指導主事のうち、総括指導主事及び副総括指導主事として教育長の指名を受けた者の担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指導主事に対する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する事務の執行の調整に関すること。</p> <p>(3) 総括指導主事にあつては、副総括指導主事が複雑な事務を処理する場合における当該副総括指導主事に対する必要な助言に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">（職務）</p> <p>第4条 [略] 2・3 [略]</p>

報告第15号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第45号 枚方市学校運営協議会規則の一部改正について

- 81 -

臨時代理第45号

枚方市学校運営協議会規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 82 -

枚方市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

枚方市学校運営協議会規則（平成31年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「P T A」の次に「（P T Aがない対象学校にあっては、当該対象学校の校長）」を加える。

第5条の見出し中「任命」を「任期等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

臨時代理第45号参考資料

枚方市学校運営協議会規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対象学校のP T A（<u>P T Aがない対象学校にあっては、当該対象学校の校長</u>）が推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（委員の<u>任期等</u>）</p> <p>第5条 [略]</p>	<p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員5人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 対象学校のP T Aが推薦する当該対象学校に在籍する児童の保護者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>（委員の<u>任命</u>）</p> <p>第5条 [略]</p>

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 85 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第46号 総括指導主事等に関する規程の廃止について

- 86 -

総括指導主事等に関する規程の廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 89 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第47号 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

- 90 -

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 91 -

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1主任、班長、副班長及び係員（再任用職員に限る。）の属する職制上の段階の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）附則第5条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の規定を適用する。

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

新（改正後）		旧（現行）	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職制上の段階	標準的な職	職制上の段階	標準的な職
主任、班長、副班長及び係員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に限る。）の属する職制上の段階	[略]	主任、班長、副班長及び係員（ <u>再任用職員</u> に限る。）の属する職制上の段階	[略]
会計年度任用職員の職の属する職制上の段階	[略]	会計年度任用職員の職の属する職制上の段階	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

報告第18号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)4月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第48号 枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

- 95 -

臨時代理第48号

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）3月31日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 96 -

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会庁内委員会規程（平成26年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育課程検討委員会の項の次に次のように加える。

別表教育課程検討委員会の項の次に次のように加える。	中学校活動の在り方検討委員会	市立の中学校におけるクラブ活動（以下「中学校部活動」という。）の在り方について検討するため。	(1) 中学校部活動の地域連携に関すること。 (2) 中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	学校教育 部長	観光にぎ わい部長	学校教育 部 学校教育 部 教室教育 指導課
---------------------------	----------------	--	---	------------	--------------	---------------------------------------

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

臨時代理第48号参考資料

枚方市教育委員会庁内委員会規程の一部改正について

新（改正後）						旧（現行）					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署	名称	目的	担当事務	委員長	副委員長	所管部署
教育課程検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	教育課程検討委員会	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
中学校部活動の在り方検討委員会	市立の中学校におけるクラブ活動（以下「中学校部活動」という。）の在り方について検討するため。	1) 中学校部活動の地域連携に関すること。 2) 中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関すること。 3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。	学校教育部長	観光にぎわい部長	学校教育部 学校教育室 教育指導課						